

回答は、以上のとおりですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、知事への面会の申し入れ案件は、事前に知事に報告することとしており、今回の案件も事前に報告し、判断を仰いでおります。知事が直接お会いできなくても、今回のように関係部局において真摯に対応し、その内容は知事に報告しておりますので、念のため申し添えます。

この際、関係部局において真摯に対応し、その内容は知事に報告しておりますので、念のため申し添えます。

2015年6月29日(日) 午後1時30分
知事官邸 第2会議室

1. 知事官邸 第2会議室 (1)

2. 知事官邸 第2会議室 (2)

3. 知事官邸 第2会議室 (3)

4. 知事官邸 第2会議室 (4)

5. 知事官邸 第2会議室 (5)

6. 知事官邸 第2会議室 (6)

7. 知事官邸 第2会議室 (7)

8. 知事官邸 第2会議室 (8)

9. 知事官邸 第2会議室 (9)

10. 知事官邸 第2会議室 (10)

11. 知事官邸 第2会議室 (11)

12. 知事官邸 第2会議室 (12)

13. 知事官邸 第2会議室 (13)

14. 知事官邸 第2会議室 (14)